

# 実質化された人・農地プラン（旧市地区）

市町村名	対象地区名
米沢市	旧市（徳町・春日一・春日二・花沢一・花沢二・下花沢・東・通町一・通町二・福田町・太田町・泉町・林泉寺・矢来・舘山・木場町・成島町・中央部）

作成年月日	直近更新年月日
令和3年3月23日	令和3年3月23日

1 対象地区の現状	
①地区内の耕地面積	284.04 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積	143.11 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積	63.10 ha
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積	37.99 ha
④地区内における中心経営体の耕作・受託面積	41.34 ha
⑤地区内において今後5年間で中心経営体が引き受ける意向のある耕作・受託面積	6.30 ha
(備考)	

2 対象地区の課題
<p>地区内の耕地面積に占める中心経営体の耕作・受託面積割合は14.6%に留まっているが、市街地に面した地区ということもあり、中心経営体へのさらなる集積は難しい状況にある。</p> <p>アンケート回答者97経営体の平均年齢は66.6歳となっており、耕作者の高齢化が進んでいる一方で、後継者が決まっていると回答した経営体は26経営体であり、多くの経営体が将来の農業経営について不確定な状況にある。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針
<p>既存の耕作地を守るといった点に重点を置き、耕作者未定の貸付希望農地が発生した場合は、可能な限り近隣で耕作する中心経営体へ集積するように努める。なお、果樹園地については果樹類経営の中心経営体へ声かけをする。</p> <p>現在の中心経営体だけの集積には限界があることから、新規就農者や入作希望者などがいれば受入を行うとともに、現在の耕作者ができるだけ農業経営を維持できるような地区内の環境づくりを行っていく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針
<p>(農地の貸付等の意向)</p> <p>地区内において、15経営体が今後5年間の離農・農地の処分意向を示しており、離農・処分意向者が耕作する田の面積は約6.5haとなる。</p>

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

##### (農地中間管理機構の活用方針)

地区内の多くの農地について、公図と現況が一致しないなどの理由から活用が困難であるため、必ずしも農地中間管理機構の活用にはこだわらない。活用可能な農地で借受者・貸付者の双方が希望した場合にのみ活用する。

##### (基盤整備への取組方針)

現時点で具体的な計画は進んでいないが、中心経営体から地区内の一部について、基盤整備すべきとの意見があった。今後要望が高まってきた場合には、必要性や費用対効果などを考慮しながら地区内で検討していく。

##### (鳥獣被害防止対策への取組方針)

田においてイノシシなどによる畦畔の破壊、果樹園地において猿などによる被害が見られ、電気柵を中心に有害駆除や独自策により、被害を防止している。

最近になって被害が見られるようになったという意見もあることから、被害の拡大防止に向けて引き続き対策をとっていく。